

令和7年度

第1回市川市立美術館整備検討委員会

資料

日時：令和8年2月10日(火) 午後3時～

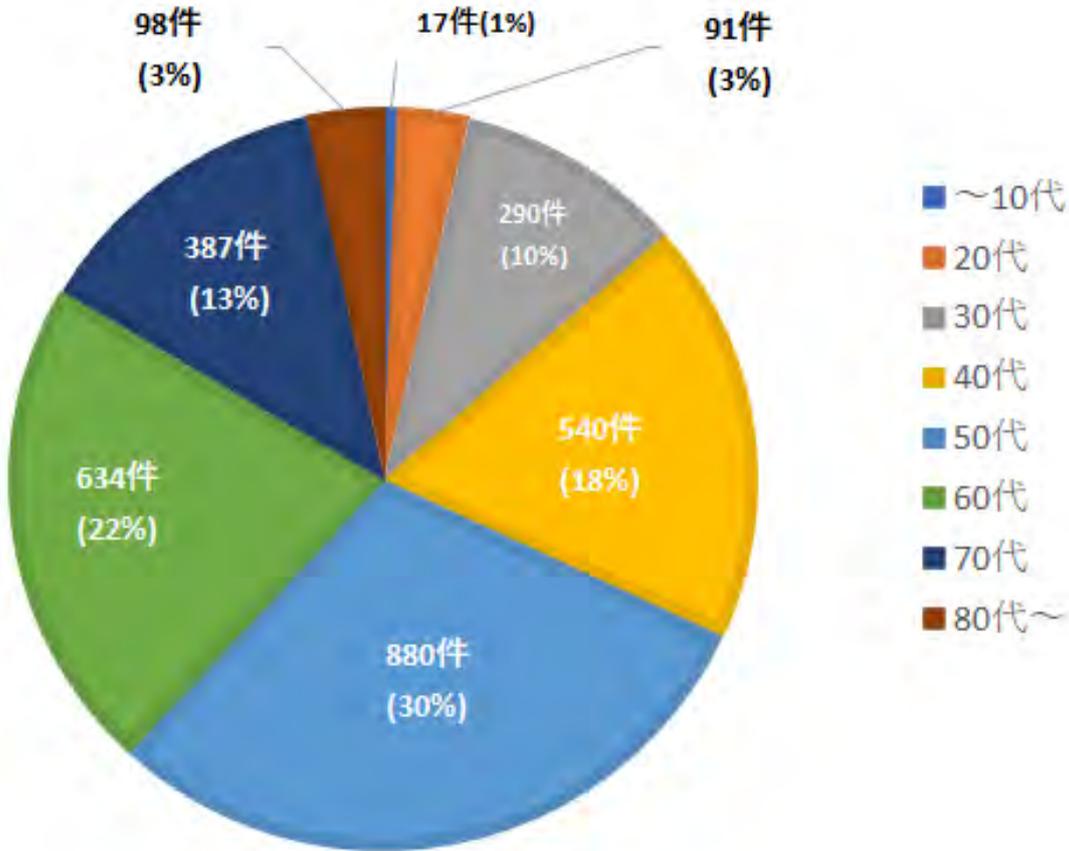
場所：市川市役所第1庁舎5階 会議室4

市川市 文化国際部 美術館構想室

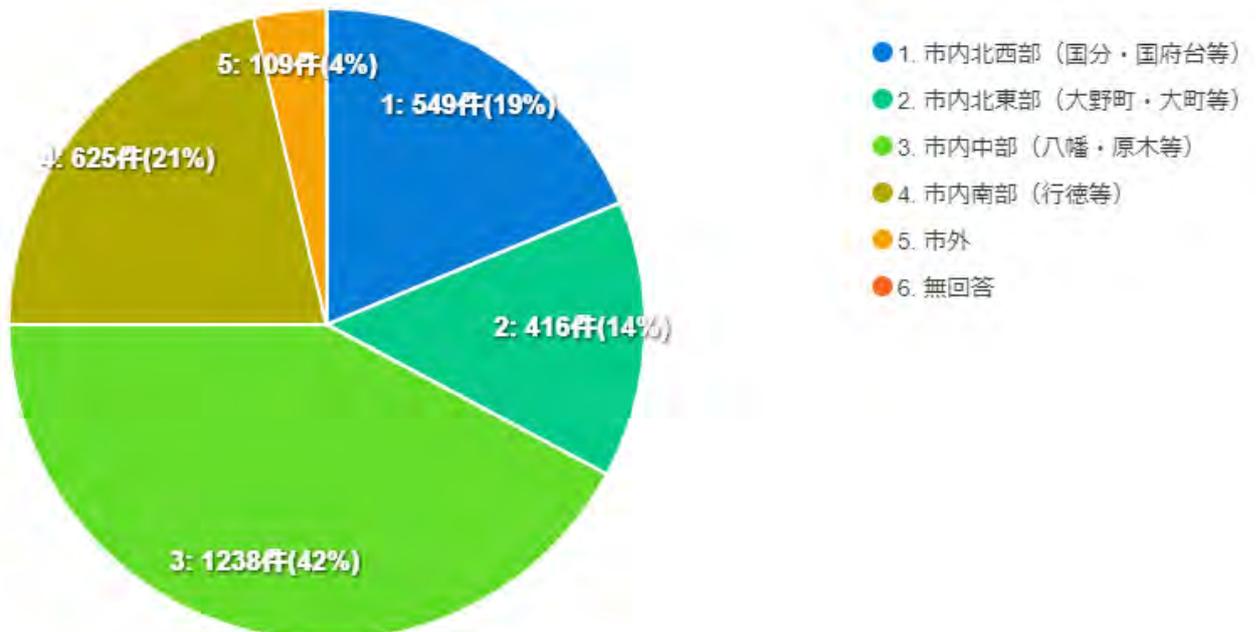
美術館に関するアンケート結果

実施時期：2025年7月24日(金)～8月6日(水)
 実施方法：web(いちモニ)、紙アンケート(第1庁舎以下9施設)
 回答数：2,937件(内訳：いちモニ：2,833件、紙104件)

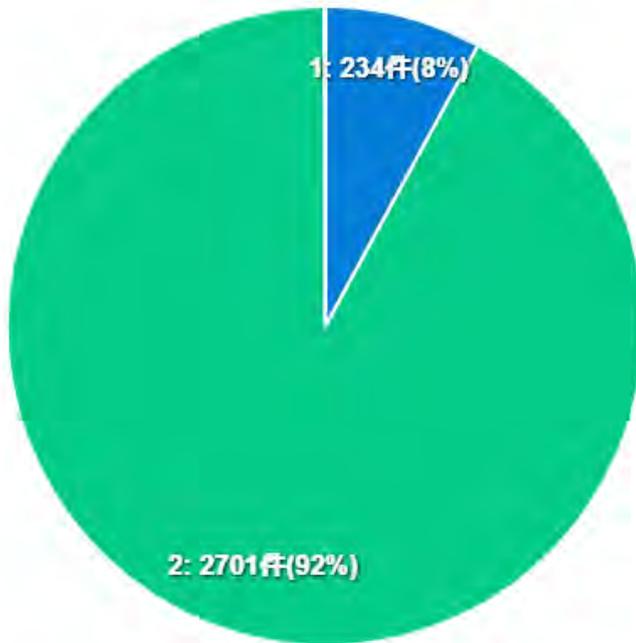
1 あなたの年齢を教えてください



2 あなたのお住まいの地域を教えてください

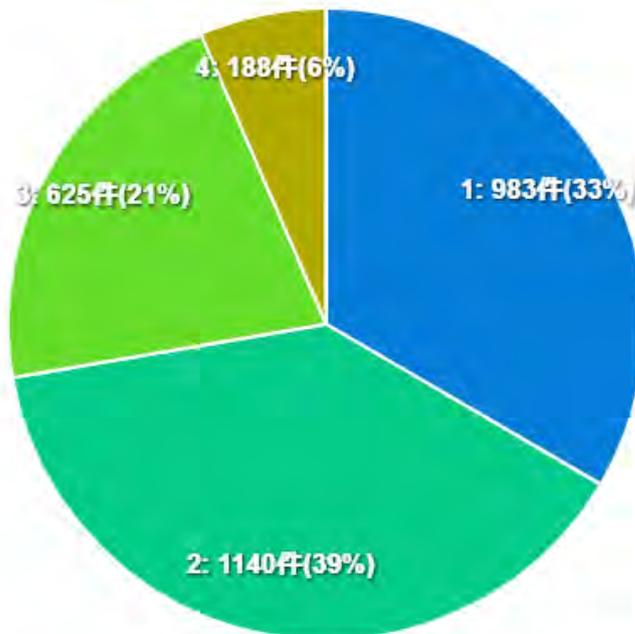


3 あなたは、文化芸術活動や文化芸術の振興を目的とする団体やサークルに属していますか



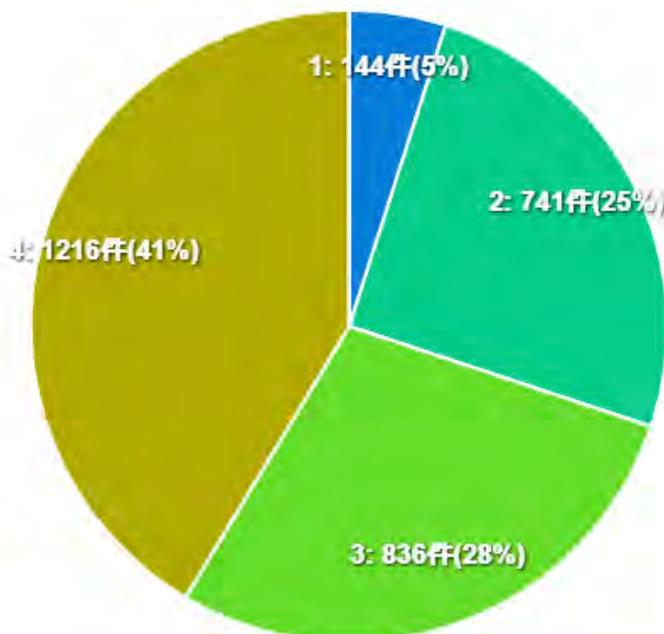
- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. 無回答

4 美術館への関心はありますか



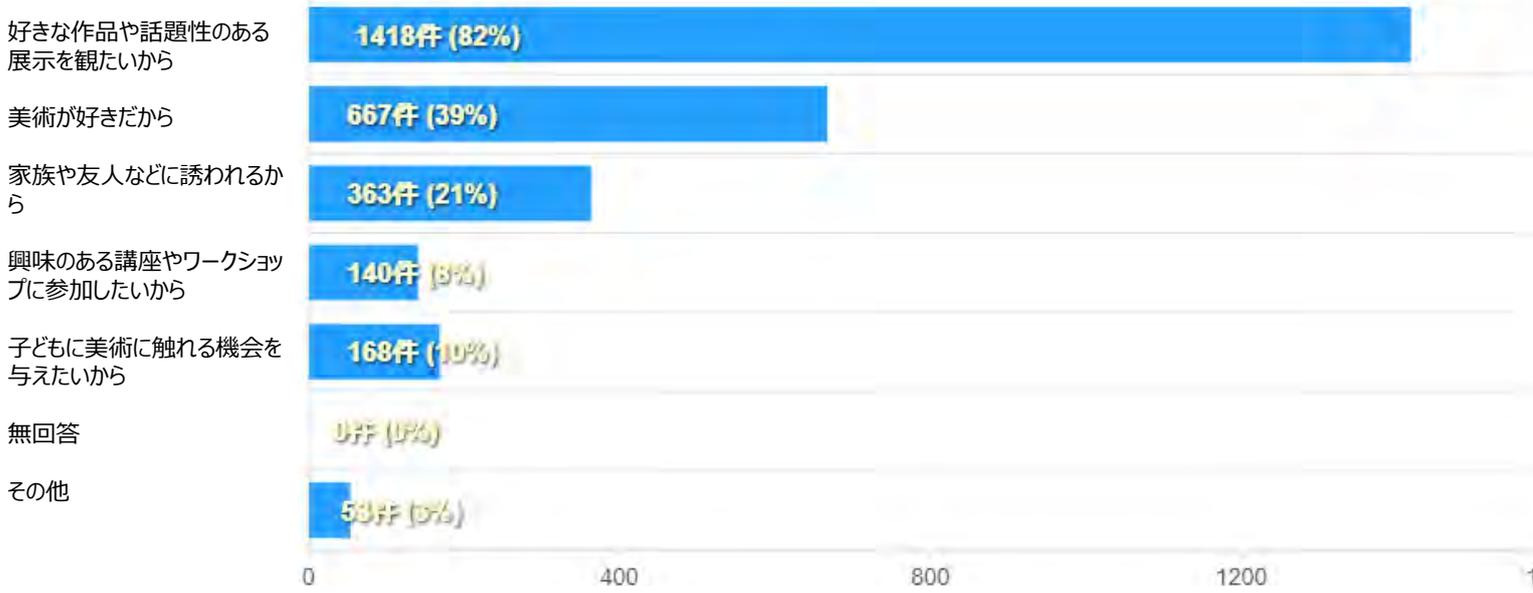
- 1. ある
- 2. どちらかといえばある
- 3. どちらかといえばない
- 4. ない
- 5. 無回答

5 普段どのくらいの頻度で美術館に行きますか

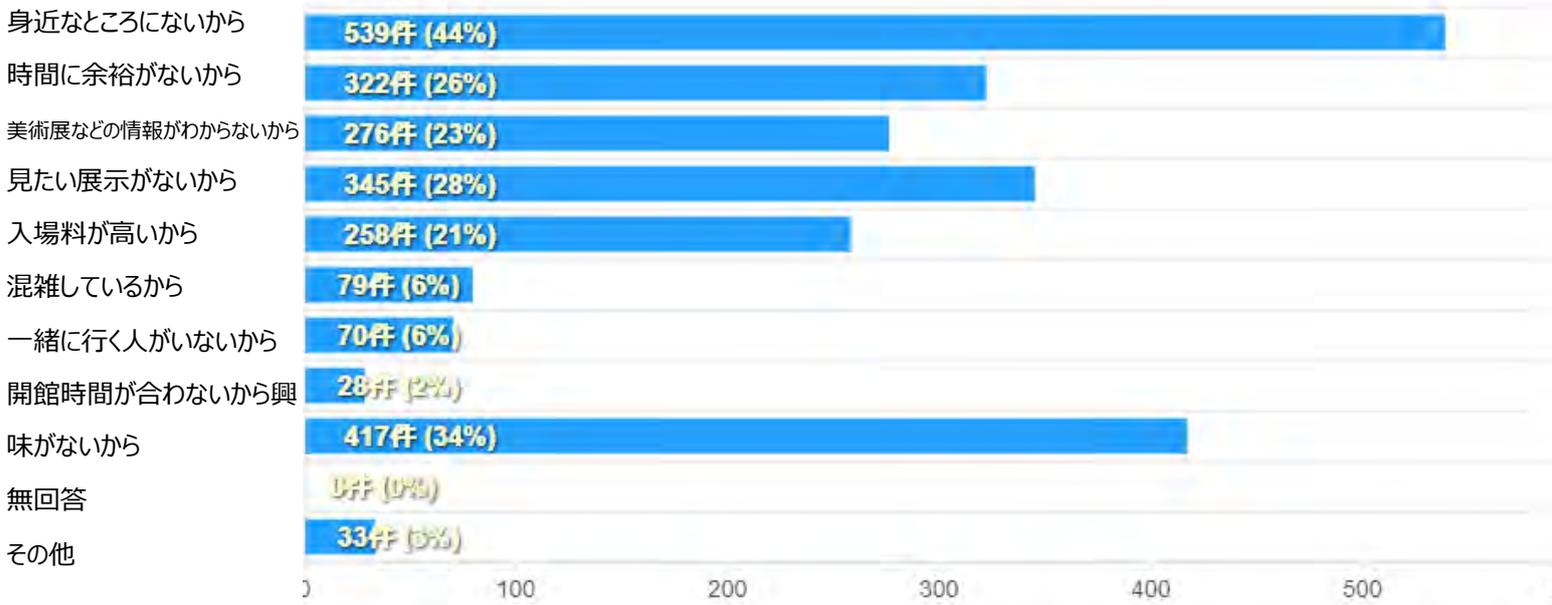


- 1. 月に1回以上
- 2. 半年に1回以上
- 3. 1年に1回程度
- 4. ほとんど行かない
- 5. 無回答

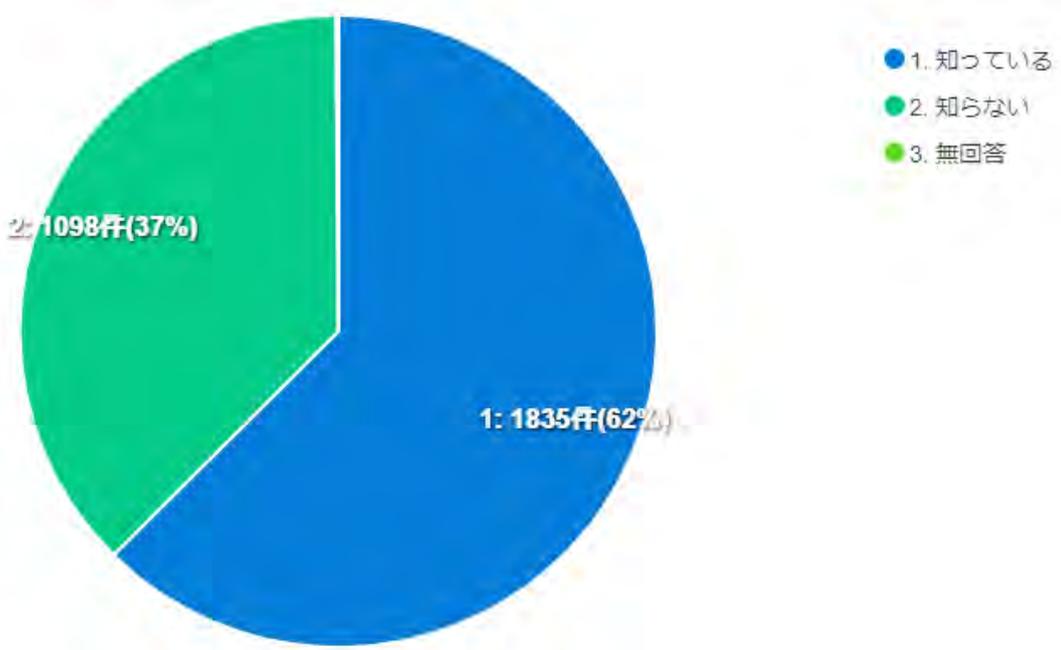
6 美術館に行く理由は何ですか（3つまで）



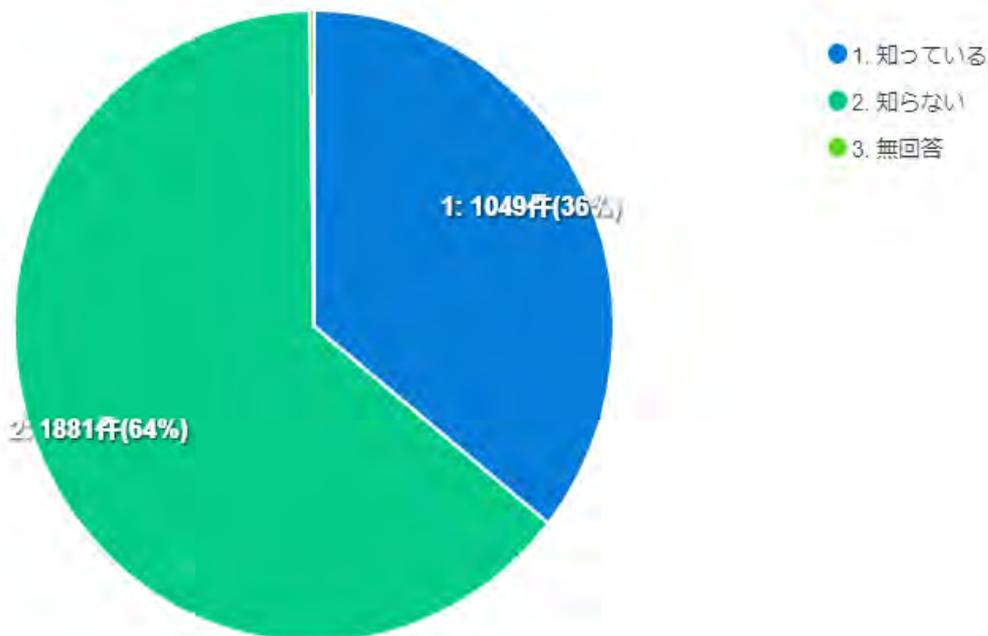
7 美術館に行かない理由は何ですか（3つまで）



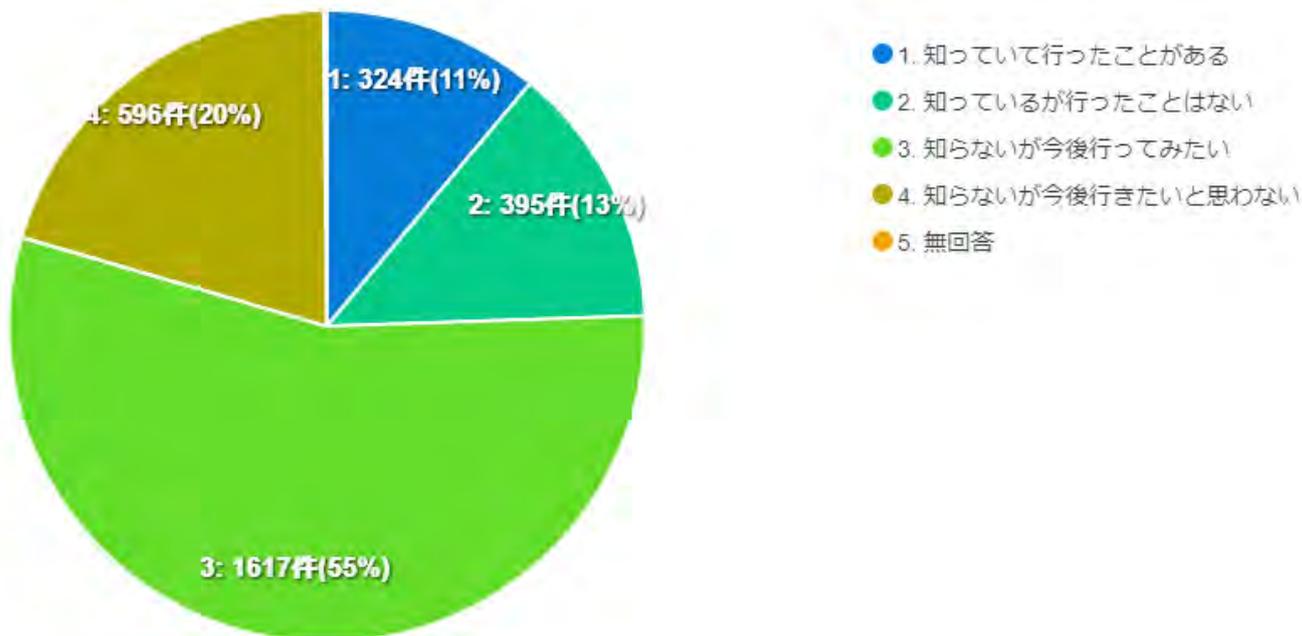
8 市川市には著名な芸術家や文化人が過去から現在まで居住し、活動の拠点としてきました。市川市ゆかりの芸術家や文化人をご存知ですか



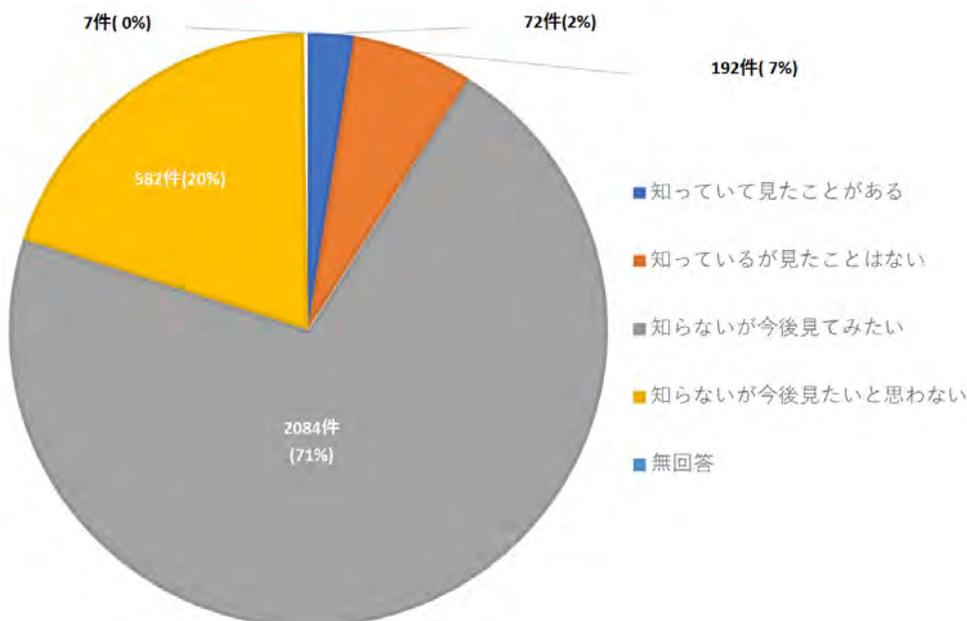
9 市川市では1970年代から郷土の作家、市川にゆかりのある芸術家の作品を中心に収集を行ってきました。市がゆかりのある美術作品を多数、収集していることをご存知ですか



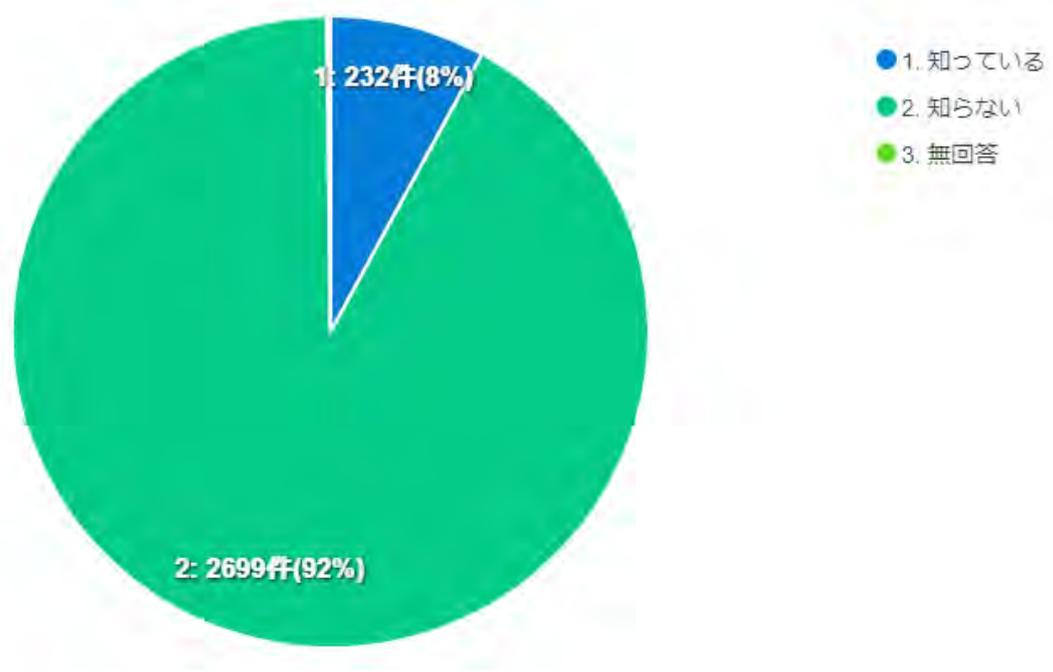
10 市川市では収集する美術作品を紹介するために、八幡市民会館（全日警ホール）中山忠彦メモリアルギャラリーで「収集作品展」を開催し、無料で公開していることをご存知ですか



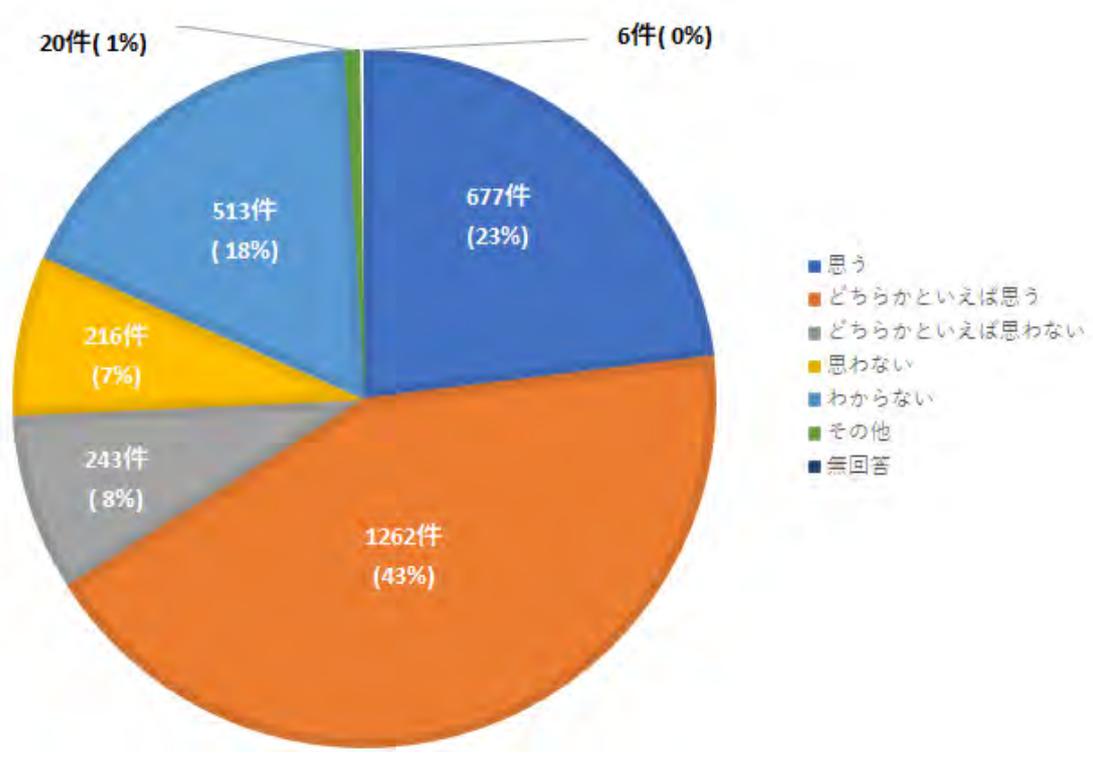
11 市川市ではゆかりの文化・芸術作品をパソコンやスマートフォンでご覧いただける「いちかわデジタルミュージアム」を開設しています。文化・芸術資料を高精細画像等でご覧いただけることをご存知ですか



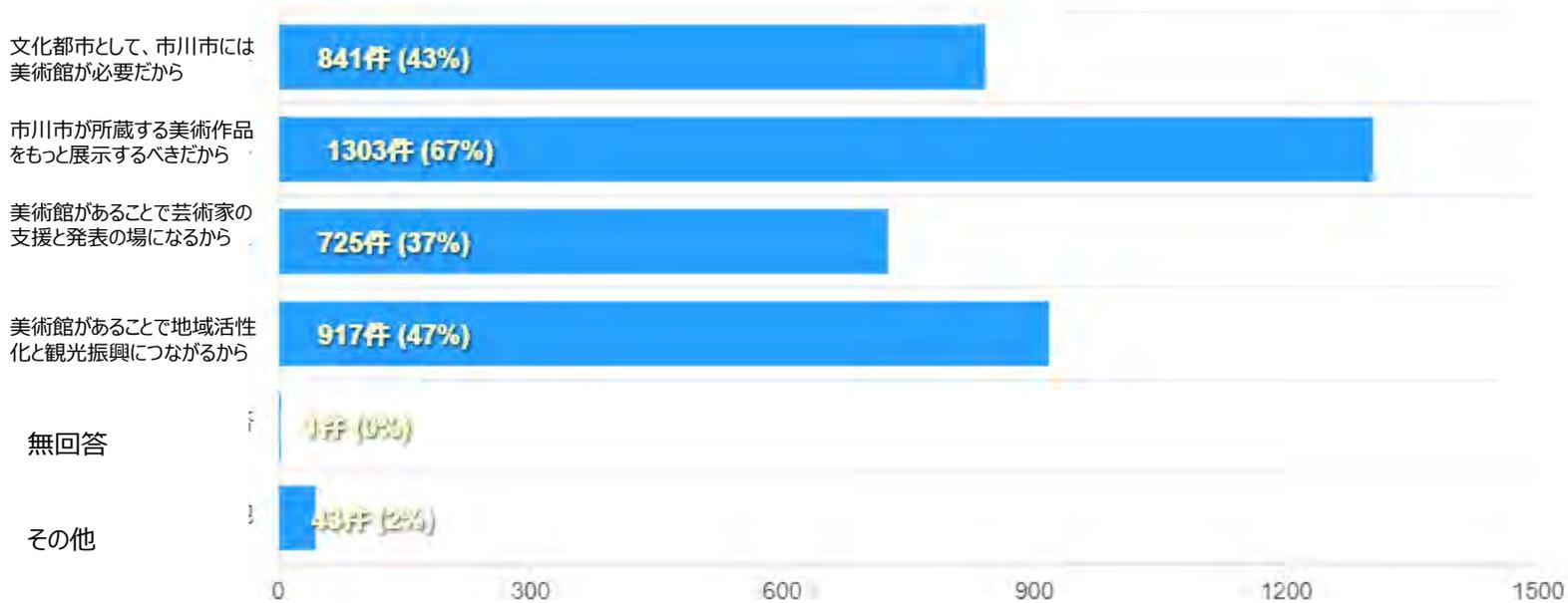
12 市川市では1980年代から学識経験者や市民等により、市立美術館の開設について検討を進めてきました。その後、2000年代初めより街かどミュージアム構想の一環として展示施設の整備を進めてきましたが、現在改めて市立美術館の整備を検討していることをご存知ですか



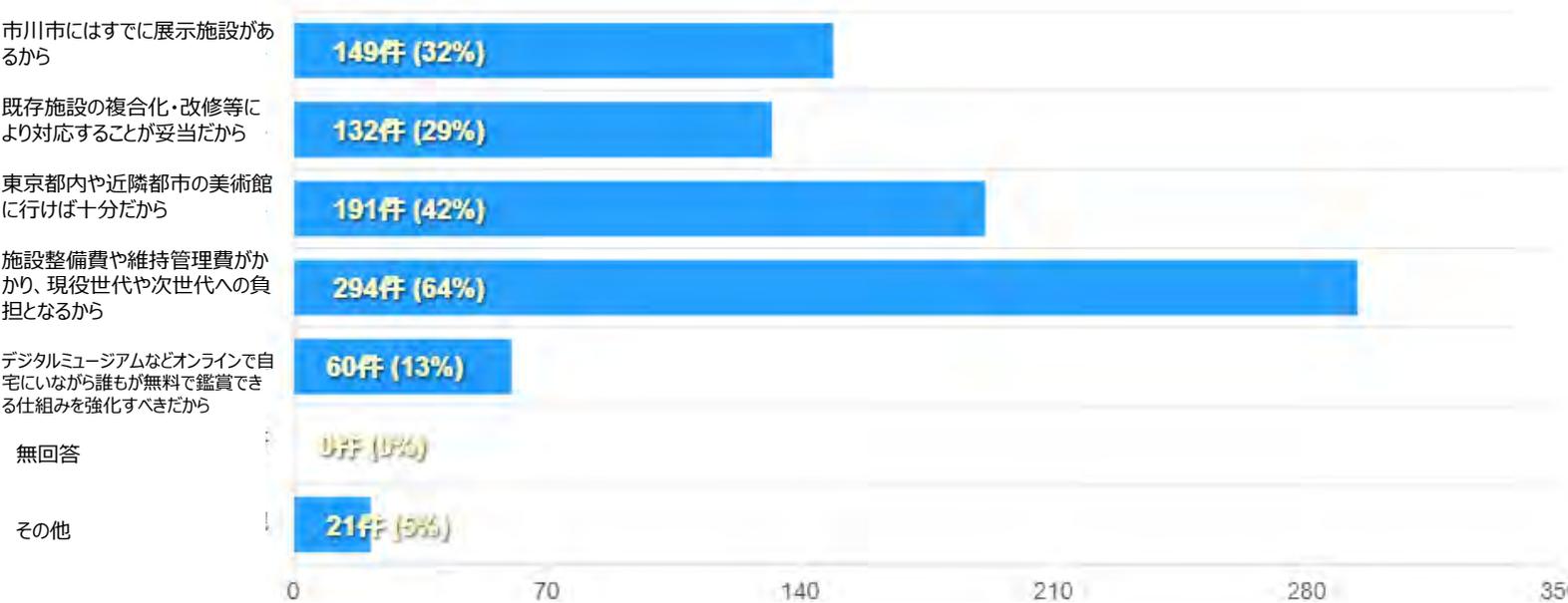
13 市川市は美術作品の展示を目的として東山魁夷記念館、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー等展示施設の整備を行ってきましたが、東山作品を除く美術品の保管は市外の有料倉庫を利用しています。今後、市川市で作品の保管や展示等ができる美術館が必要だと思いますか



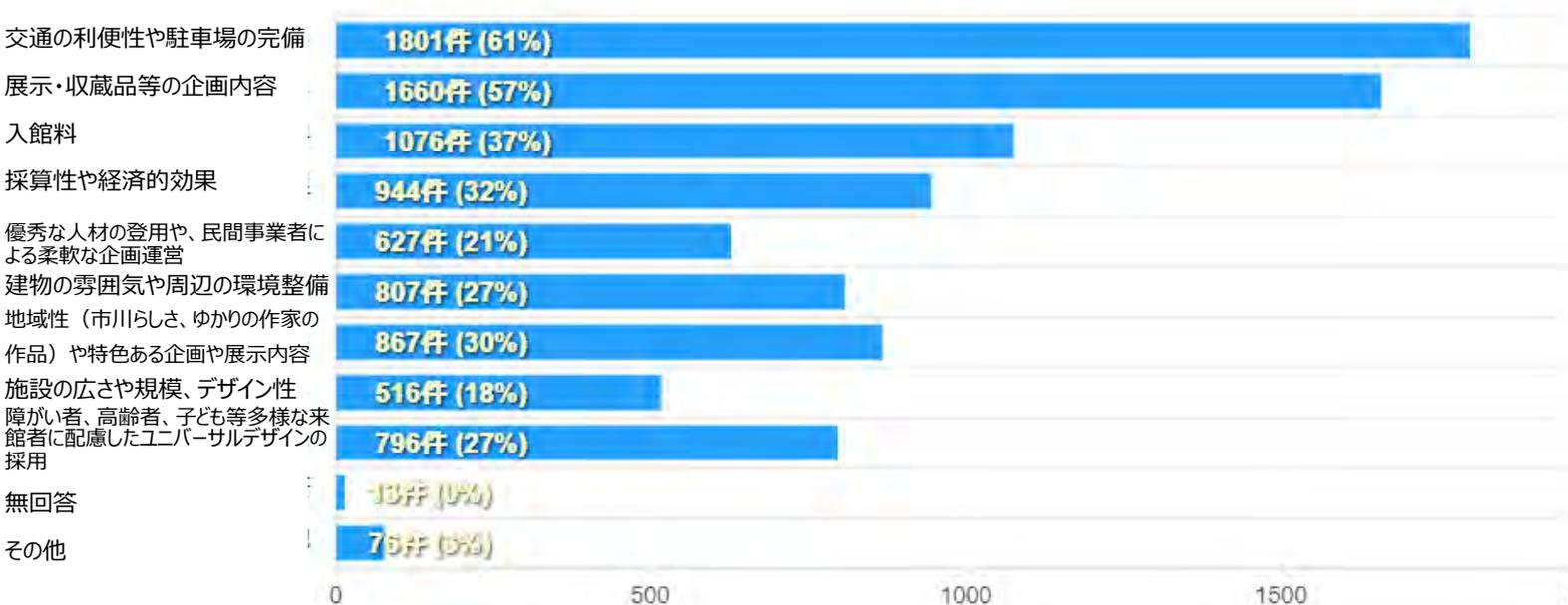
14 思う・どちらかといえば思う の理由は何ですか（3つまで）



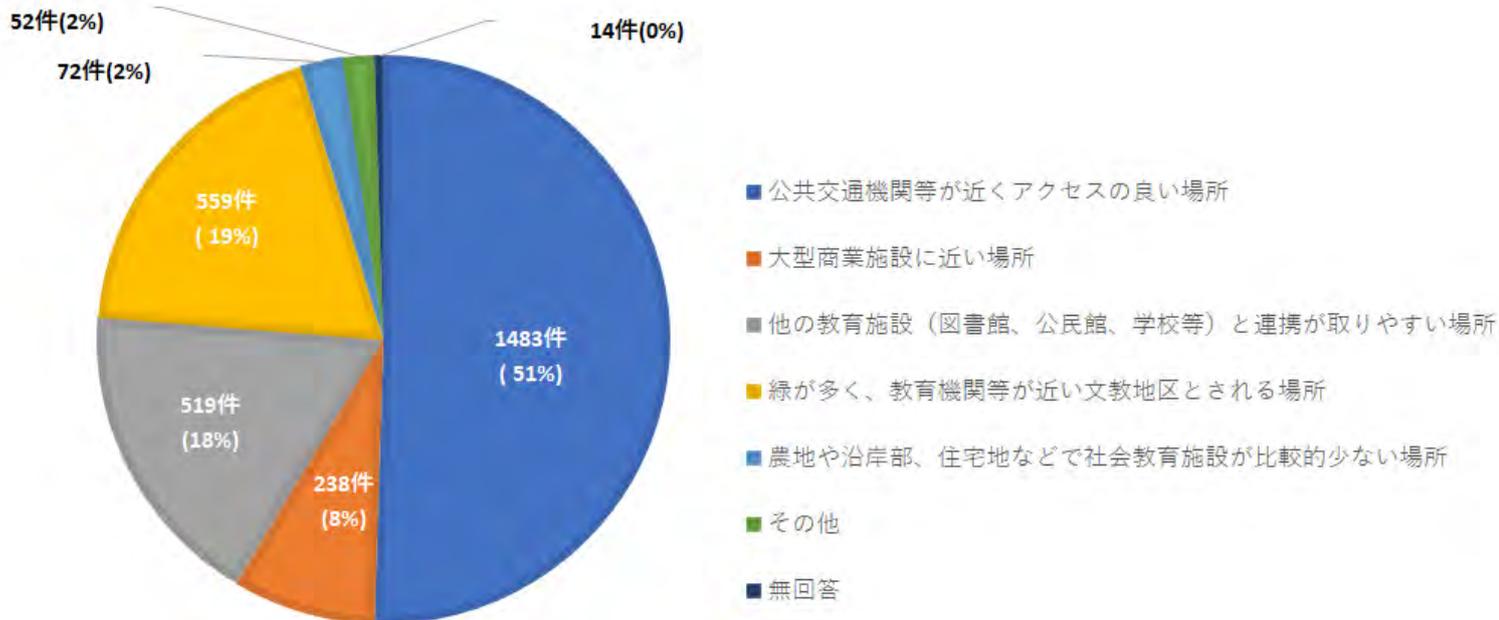
15 思わない・どちらかといえば思わない の理由は何ですか（3つまで）



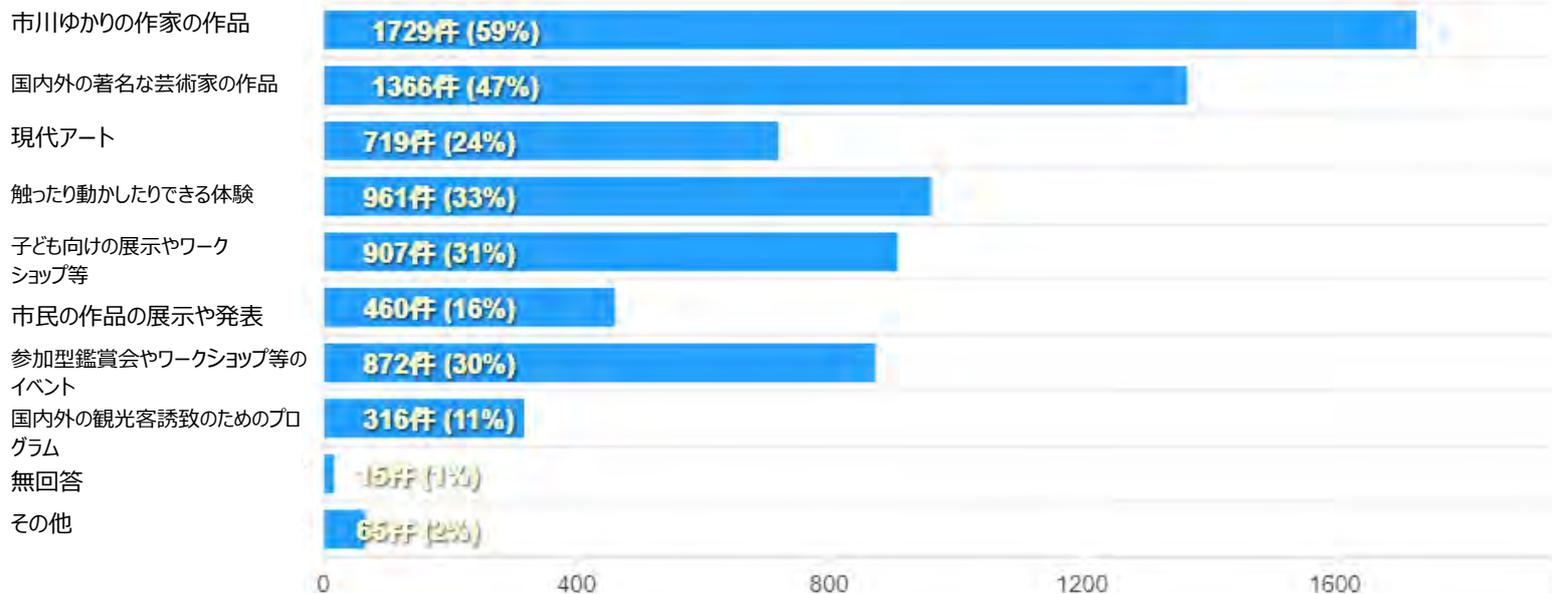
16 美術館を整備する場合、どのような事柄を重要視すべきと考えますか（複数回答）



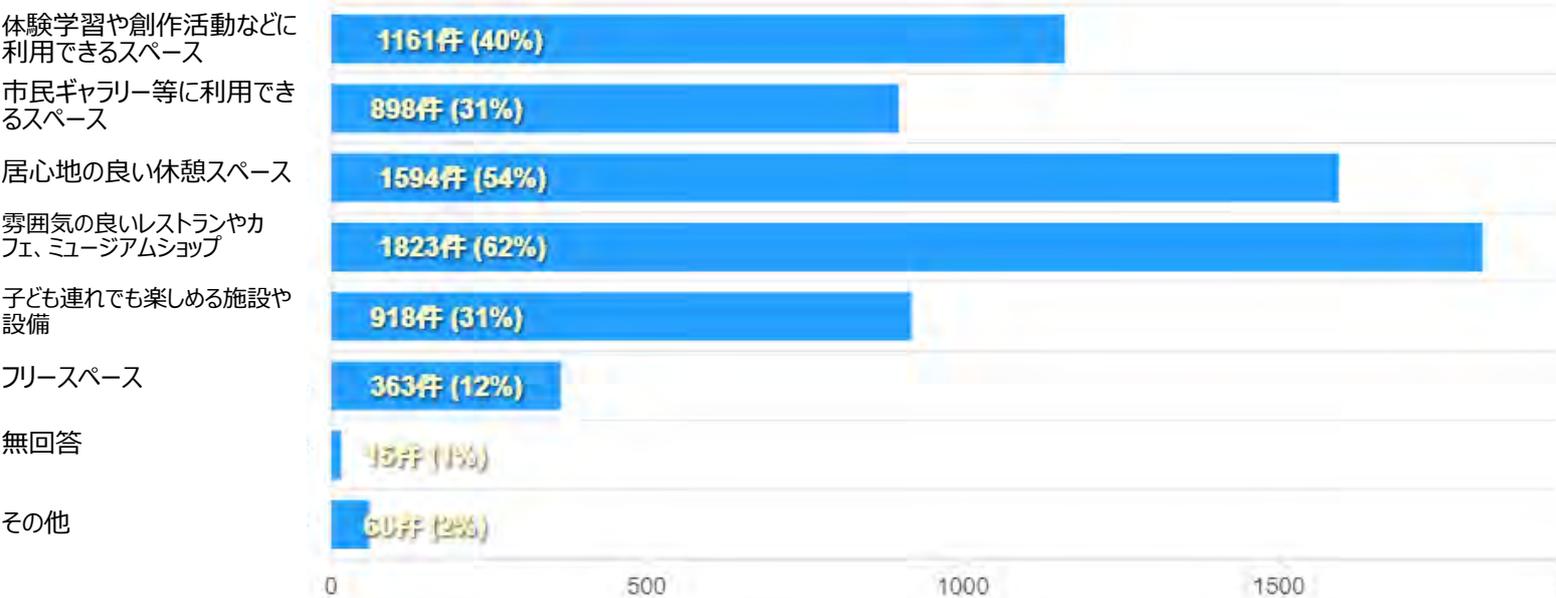
17 美術館の整備場所として最も適切だと思う場所をひとつ選んでください



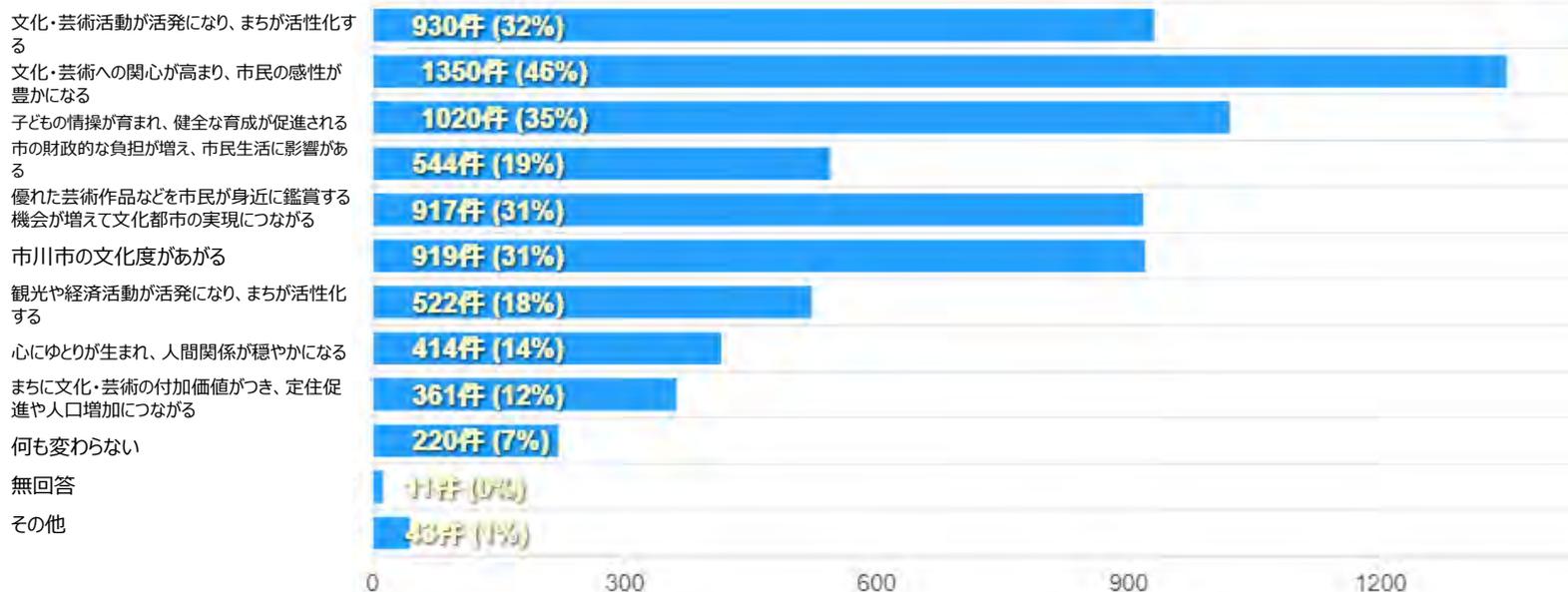
18 美術館ではどのような企画や展示があれば良いと思いますか（複数回答）



19 美術館では展示以外にどのような機能があると良いと思いますか（複数回答）



20 市川市に美術館が整備された場合、市民の意識や活動はどのように変化し、まちにどのような変化があると思いますか（複数回答）



21 市川市にふさわしい美術館のイメージやコンセプト、その他ご意見があればご記入ください（682件の回答を項目別に集計）

① 美術館整備に賛成

- ・市民が集い、心の豊かさや文化水準を高める場として美術館を求める。
- ・子どもから大人まで芸術に触れられる学びと安らぎの拠点となり、市川市の将来像や誇りにつながる施設として期待。

② 美術館整備に反対

- ・新設しても利用が見込めないとの懸念。
- ・建設費や維持費の負担が大きいため、まずは既存施設の活用や運営改善を優先すべき。

③ 提案

- ・美術館を単なる鑑賞施設にせず、子育て、教育、地域活動、起業、歴史学習などと連携させるとよいのでは。
- ・地域資源と結びつけ、参加型・体験型の文化拠点として活用するとよいのでは。

④ 要望

- ・既存施設との連携による収益化、市内設計事務所による設計コンペの実施、立地や防災面への配慮が必要。
- ・市川らしさを生かした計画にしてほしい。

⑤ 意見

- ・市川の川や緑と調和した景観、独立した建物としての美術館、カフェや憩いの空間を備えた施設を希望する。
- ・再開発ビル内設置への違和感など、立地や形態への多様な考えが示された。

(仮称)市川市立美術館構想(素案)

【基本理念】

文化を育む

- ・文化創造の拠点
- ・文化の発信継承

人を育む

- ・文化芸術に触れる機会の拡充
- ・アーティスト支援

街を育む

- ・コミュニティ形成
- ・ネットワーク構築

【基本計画】

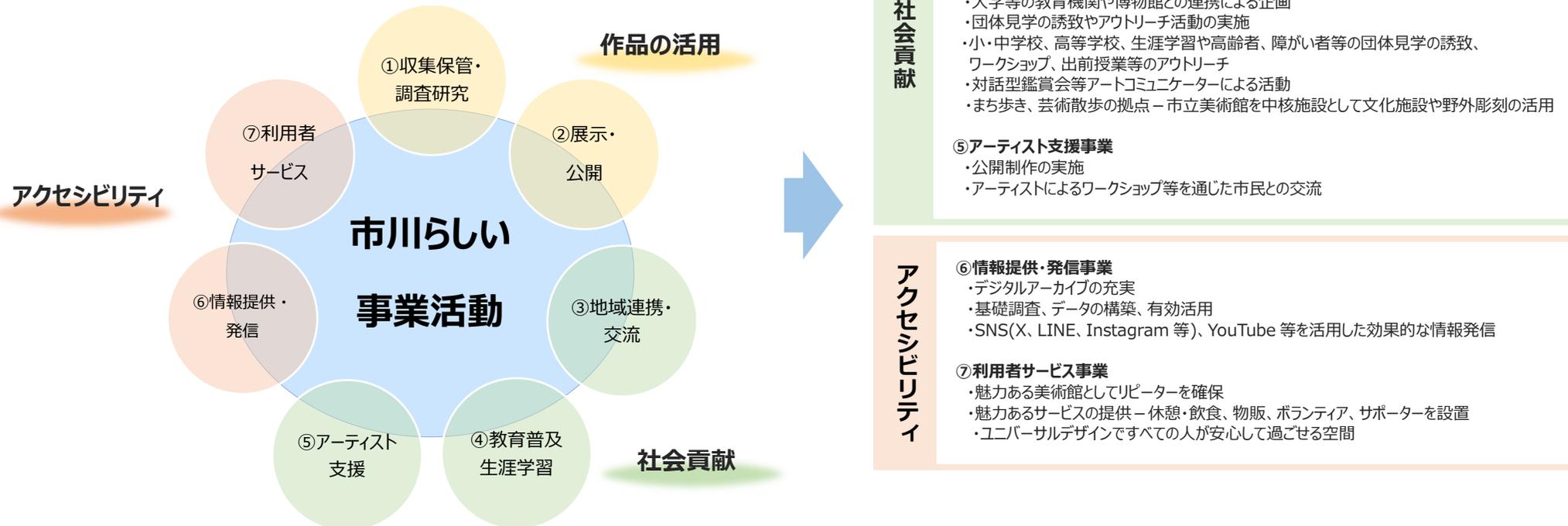
- ・収蔵作品の維持管理と展示活用
- ・現代アートや企画展等での作品展示
- ・文化都市いちかわの継承と発信
- ・新たな価値の創造

- ・次世代の感性の育成
- ・創作活動・発表の場の提供
- ・アーティスト支援
- ・文化芸術に携わる人材の育成

- ・多様性
- ・街かどミュージアム等各文化施設との連携
- ・市川らしさ ・出会いの場 ・つながる

【機能と役割】

(仮称)市立美術館の基本理念を実現するための機能と役割を含めた事業活動



作品の活用

① 収集保管・調査研究事業

1) 収集保管

- ・作品・資料の収集
- ・収集方針に基づく作品・資料の購入、寄贈、寄託による受け入れ
- ・既存の収蔵作品の活用
- ・収蔵庫の充実－収蔵庫の拡充と現況にあった収蔵計画（見せる収蔵庫など）
- ・文献資料（美術図書）等の収集

2) 調査・研究事業

- ・学芸員による調査研修の推進
- ・研究機関等との連携

② 展示・公開事業

- ・収蔵作品を活用した常設展示
- ・企画展示【企画展示室必要】
- ・現代アート展示

③ 地域連携・交流事業

- ・民間事業者等との連携
- ・市内、県内の公立、私立の美術館、博物館等との連携・協力

④ 教育普及・生涯学習事業

- ・大学等の教育機関や博物館との連携による企画
- ・団体見学の誘致やアウトリーチ活動の実施
- ・小・中学校、高等学校、生涯学習や高齢者、障がい者等の団体見学の誘致、ワークショップ、出前授業等のアウトリーチ
- ・対話型鑑賞会等アートコミュニケーターによる活動
- ・まち歩き、芸術散歩の拠点－市立美術館を中核施設として文化施設や野外彫刻の活用

⑤ アーティスト支援事業

- ・公開制作の実施
- ・アーティストによるワークショップ等を通じた市民との交流

社会貢献

⑥ 情報提供・発信事業

- ・デジタルアーカイブの充実
- ・基礎調査、データの構築、有効活用
- ・SNS(X、LINE、Instagram等)、YouTube等を活用した効果的な情報発信

⑦ 利用者サービス事業

- ・魅力ある美術館としてリピーターを確保
- ・魅力あるサービスの提供－休憩・飲食、物販、ボランティア、サポーターを設置
- ・ユニバーサルデザインですべての人が安心して過ごせる空間

アクセシビリティ

市川市立美術館整備検討委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において(仮称)市立美術館のコンセプト等に関する意見交換を目的として開催する市川市立美術館整備検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) (仮称)市立美術館のコンセプトに関すること。
- (2) (仮称)市立美術館の機能と役割に関すること。
- (3) (仮称)市立美術館の立地に関すること。
- (4) (仮称)市立美術館の施設整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、(仮称)市立美術館のコンセプト等に関し必要な事項

(出席者)

第3条 委員会の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね6人とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 美術関係者で美術及び文化芸術の振興に資する活動を行っているもの。
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 市長は、必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

3 市長は、委員会の出席者について、おおむね1年ごとに見直しを行うものとする。

(委員会の進行等)

第4条 委員会は、出席者の中から選ばれた座長が進行するものとする。

2 委員会の会議は、原則として、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員会に出席した者は、そこで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報償金)

第6条 市長は、委員会の出席者に報償金として日額9,100円を支給する。

(身分)

第7条 出席者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第8条 委員会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課美術館構想室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。